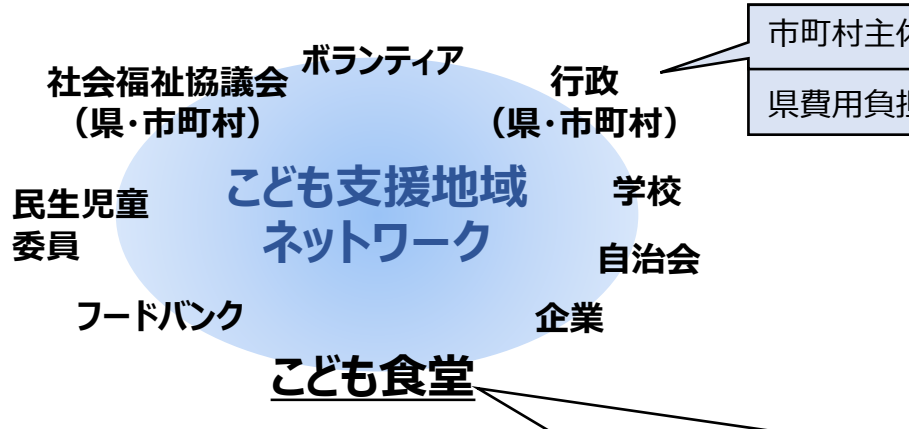


# こども食堂等による地域づくり推進事業補助金

市町村が主体となって設置する、こども食堂、行政、県・市町村社協等が意見交換等をする「こども支援地域ネットワーク」に参加している「こども食堂」に対し、補助金を交付します。



市町村主体で意見交換  
 県費用負担（意見交換会の会場使用料）※市町村からの事前申込

## ① 新設（予定）団体への補助

お試しこども食堂を実施

新設予定団体

新設予定団体 OR  
 開設後1年以内のこども食堂  
 ↑  
 お助けスタッフが  
 ボランティアとして参加  
 既設  
 こども食堂

## ② 既設 こども食堂への補助

開設・運営の手法、当日の運営方法等を伝授

既設  
 こども食堂  
 共同で実施  
 新設予定  
 団体      開設後  
 1年以内の  
 こども食堂

既設  
 こども食堂  
 ↑  
 スタッフがボランティアとして参加  
 新設予定  
 団体      開設後  
 1年以内の  
 こども食堂

【補助上限額】  
 ・1回開催につき40,000円

- 【補助経費】
- ・食材費  
 （弁当購入費、食材、調味料等）
  - ・使用料及び賃借料  
 （会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
  - ・消耗品費  
 （チラシ印刷代、洗剤・ラップ等の台所用品、食器類、調理器具等の  
 取得価格又は評価価格が2万円未満のもの）
  - ・ボランティア謝金
  - ・保険料  
 （傷害・損害保険等）
  - ・食品衛生責任者養成講習会の受講料